

箕面市森林整備計画 新旧対照表

新	旧	備考
<p>自 令和 <u>7</u>年 4月 1日 至 令和<u>17</u>年 3月 31日</p> <p>本市は、大阪府の北西部に位置し、北は豊能町、東は茨木市、南は吹田市及び豊中市、西は池田市及び兵庫県川西市に接しており、東西 7.1km、南北 11.7kmのやや南北に細長い形状を成している。総面積は4,790haで、森林面積は<u>2,405ha</u>※（注）を有し、市域の約50%を占めている。森林区域のほぼ中央部は、面積 963 haの「明治の森箕面国定公園」に指定され、国定公園内には、国有林、市有林、府営箕面公園等を有している。 ~~ (途中 略)</p> <p>※(注) 地域森林計画対象外民有林を含めない。</p>	<p>自 令和 2年 4月 1日 至 令和 12年 3月 31日</p> <p>本市は、大阪府の北西部に位置し、北は豊能町、東は茨木市、南は吹田市及び豊中市、西は池田市及び兵庫県川西市に接しており、東西 7.1km、南北 11.7kmのやや南北に細長い形状を成している。総面積は4,790haで、森林面積は<u>2,405ha</u>を有し、市域の約50%を占めている。森林区域のほぼ中央部は、面積 963 haの「明治の森箕面国定公園」に指定され、国定公園内には、国有林、市有林、府営箕面公園等を有している。 ~~ (途中 略)</p>	<p>変更箇所</p> <p>①箕面市森林整備計画 表紙 日付変更</p> <p>②本文P 1 1の1 4行目 見直しによる追加 ※印追加</p> <p>※注釈追加</p>

新	旧	備 考
<p>4 その他森林の整備のために必要な事項</p> <p>(1) 土地の形質の変更について留意すべき事項</p> <p><u>土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。</u></p> <p><u>また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。</u></p> <p><u>加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。</u></p>	なし	<p>③本文P 5 3の次に、4として左記 タイトル・文言 追加</p>

新	旧	備 考
<p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>(1) 皆伐</p> <p>皆伐は、気候、地形、土壤等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。</p> <p>① 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとし、<u>花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。また、</u>林地の保全、落石の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。</p>	<p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針</p> <p>(1) 皆伐</p> <p>皆伐は、気候、地形、土壤等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。</p> <p>① 皆伐を行うにあたっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所あたりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るものとする。また、林地の保全、落石の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致の維持等のために必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。</p>	<p>④本文P 7 2の(1)の① 3行目に 左記文言 追加</p>

新	旧	備 考																						
<p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項</p> <p>(2) 人工造林の標準的な方法</p> <p>森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めるここととする。また、<u>花粉発生源対策を推進するため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の植栽、広葉樹の導入などに努める。</u></p> <p>人工造林における植栽本数は、下記のとおりとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。</p> <p>① 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹 種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ス ギ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td><u>疎仕立て</u></td> <td><u>2,000</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ヒノキ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td><u>疎仕立て</u></td> <td><u>2,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 植栽本数を減ずる場合は、スギ：1,000本/ha、 ヒノキ：1,500木/haを下限とする。</p>	樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	ス ギ	中仕立て	3,000	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	ヒノキ	中仕立て	3,000	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>	<p>第2 造林に関する事項</p> <p>1 人工造林に関する事項</p> <p>(2) 人工造林の標準的な方法</p> <p>森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めるここととする。</p> <p>人工造林における植栽本数は、下記のとおりとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。</p> <p>① 人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹 種</th> <th>仕立て方法</th> <th>植栽本数(本/ha)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スギ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>ヒノキ</td> <td>中仕立て</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table>	樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)	スギ	中仕立て	3,000	ヒノキ	中仕立て	3,000	<p>⑤本文P 9 第2の1の(2) 2行目 左記文言 追加</p> <p>⑥本文P 9 第2の1の(2) の①表に 左記項目・数字 追加、注) 文言追加</p>
樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																						
ス ギ	中仕立て	3,000																						
	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>																						
ヒノキ	中仕立て	3,000																						
	<u>疎仕立て</u>	<u>2,000</u>																						
樹 種	仕立て方法	植栽本数(本/ha)																						
スギ	中仕立て	3,000																						
ヒノキ	中仕立て	3,000																						

新	旧	備 考
<p>3 その他必要な事項</p> <p>森林法第10条の10に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについて、当該森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。</p>	<p>3 その他必要な事項</p> <p>森林法第10条の10<u>第2項</u>に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下「要間伐森林」という。）について、<u>要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。</u></p>	<p>⑦本文P 14 3の本文1行目～3行目 文言削除・修正</p>

新			旧			備考																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">作業システム</th> <th colspan="3">路網密度(1/ha)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>基幹路網</th> <th>細部路網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緩傾斜地 (0° ~ 5°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>35以上</td> <td>75以上</td> <td>110以上</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>25以上</td> <td>60以上</td> <td>85以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜地 (15° ~ 30°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>25以上</td> <td>0以上</td> <td>25以上</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>15以上</td> <td>45以上</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地 (30° ~ 35°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>15以上</td> <td>5以上</td> <td>15以上</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>5以上</td> <td>0以上</td> <td>5以上</td> </tr> <tr> <td>急峻地 (35° ~)</td> <td>架線系 作業システム</td> <td>5以上</td> <td>0以上</td> <td>5以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	作業システム	路網密度(1/ha)			合計	基幹路網	細部路網	緩傾斜地 (0° ~ 5°)	車両系 作業システム	35以上	75以上	110以上	架線系 作業システム	25以上	60以上	85以上	中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25以上	0以上	25以上	架線系 作業システム	15以上	45以上	60以上	急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15以上	5以上	15以上	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上	急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上	第7 1 (1) にある一覧表			<p>⑧本文P20 第7の1 (1) の表数値 左記のとおり修正 (計6箇所)</p> <p>⑨本文P20 第7の1の(1)の表の 下を削除し、文言追加</p>
			区分	作業システム	路網密度(1/ha)			合計																																				
	基幹路網	細部路網																																										
	緩傾斜地 (0° ~ 5°)	車両系 作業システム	35以上	75以上	110以上																																							
		架線系 作業システム	25以上	60以上	85以上																																							
	中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25以上	0以上	25以上																																							
架線系 作業システム		15以上	45以上	60以上																																								
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15以上	5以上	15以上																																								
	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上																																								
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">作業システム</th> <th colspan="3">路網密度(1/ha)</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>基幹路網</th> <th>細部路網</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緩傾斜地 (0° ~ 15°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>35以上</td> <td>75以上</td> <td>110以上</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>25以上</td> <td>50以上</td> <td>75以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中傾斜地 (15° ~ 30°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>25以上</td> <td>0以上</td> <td>25以上</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>15以上</td> <td>45以上</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">急傾斜地 (30° ~ 35°)</td> <td>車両系 作業システム</td> <td>15以上</td> <td>45以上</td> <td>30以上</td> </tr> <tr> <td>架線系 作業システム</td> <td>15以上</td> <td>0以上</td> <td>15以上</td> </tr> <tr> <td>急峻地 (35° ~)</td> <td>架線系 作業システム</td> <td>5以上</td> <td>0以上</td> <td>5以上</td> </tr> </tbody> </table>	区分	作業システム	路網密度(1/ha)			合計	基幹路網	細部路網	緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35以上	75以上	110以上	架線系 作業システム	25以上	50以上	75以上	中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25以上	0以上	25以上	架線系 作業システム	15以上	45以上	60以上	急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	30以上	架線系 作業システム	15以上	0以上	15以上	急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上				
			区分	作業システム	路網密度(1/ha)			合計																																				
	基幹路網	細部路網																																										
	緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35以上	75以上	110以上																																							
		架線系 作業システム	25以上	50以上	75以上																																							
	中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25以上	0以上	25以上																																							
架線系 作業システム		15以上	45以上	60以上																																								
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15以上	45以上	30以上																																								
	架線系 作業システム	15以上	0以上	15以上																																								
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上																																								
<p>計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を 推進する区域（路網整備等推進区域）の該当はない。</p>																																												
<p>計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を 推進する区域（路網整備等推進区域）は下表のとおりとす る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路網整備等 推進区域</th> <th>面積 (ha)</th> <th>開設予定 路線</th> <th>開設予定 延長(m)</th> <th>対園 番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当なし</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対園 番号	備考	該当なし																																			
路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対園 番号	備考																																							
該当なし																																												

新	旧	備考																		
<p>② 基幹路網の整備計画</p> <p><u>該当なし</u></p>	<p>② 基幹路網の整備計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開設 / 拡張</th> <th>種類及び区分</th> <th>路線名</th> <th>延長 (m)</th> <th>箇所数</th> <th>利用区域面積 (ha)</th> <th>前半5ヵ年計画箇所</th> <th>対図番号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>拡張</td> <td>自動車道</td> <td>宮山線</td> <td>400</td> <td>-</td> <td>40</td> <td></td> <td>(1)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開設 / 拡張	種類及び区分	路線名	延長 (m)	箇所数	利用区域面積 (ha)	前半5ヵ年計画箇所	対図番号	備考	拡張	自動車道	宮山線	400	-	40		(1)		<p>⑩本文P 21 1の(2)のア・②の表削除 ⇒ 該当なしと記載</p>
開設 / 拡張	種類及び区分	路線名	延長 (m)	箇所数	利用区域面積 (ha)	前半5ヵ年計画箇所	対図番号	備考												
拡張	自動車道	宮山線	400	-	40		(1)													

新	旧	備 考
<p>第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項</p> <p>(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向</p> <p>本市は、都市圏に近いことから、林業労働者の他産業への流失が激しく、その結果、後継者不足や従事者の高齢化が進んでおり、林業の労働力不足は顕著である。</p> <p><u>今後は、林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組んでいく。</u></p>	<p>第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項</p> <p>1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項</p> <p>(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向</p> <p>本市は、都市圏に近いことから、林業労働者の他産業への流失が激しく、その結果、後継者不足や従事者の高齢化が進んでおり、林業の労働力不足は顕著である。</p> <p><u>このため、森林組合においては、広域合併による体质強化、業務量の規模拡大等、事業体制の強化を図りながら、林業の担い手の養成及び確保に努める。</u></p>	<p>⑪本文P 22 第8の1の(1) 3～4行目 文言削除、左記文言を追加</p>

新	旧	備考
<p>森林所有者の自然緑地同意率 約<u>63.7</u> % (約<u>121</u>ha) (令和<u>5</u>年度末実績) (対象面積約 189ha)</p> <p>市民団体への保全活動助成 16団体 (令和<u>5</u>年度実績)</p>	<p>森林所有者の自然緑地同意率 約<u>63.0</u> % (約<u>119</u>ha) (令和<u>2</u>年度末実績) (対象面積約 189ha)</p> <p>市民団体への保全活動助成 16団体 (令和<u>2</u>年度実績)</p>	<p>⑫本文P 27 5の(1)の② 本文 8行目～11行目修正</p>
<p>7 森林環境譲与税を活用した森林整備の取組みに関する事項 個人が所有する山林（民有林）において、長年整備されず放置され、近年多発する自然災害時に、がけ崩れ等により人命にかかる恐れのある箇所が点在している。 市北部の止々呂美地区は、近年の豪雨により、土砂災害が発生しており、令和5年度に策定した「箕面市森林整備方針」に基づき、防災・減災の観点から、危険度の高い地域に対し、森林環境譲与税を活用しながら、間伐や除伐等の適切な処置を計画的かつ効率的に施行していくこととする。</p>	<p>掲載なし</p>	<p>⑬本文P 29 項目7 追加</p>

新	旧	備 考																							
参考資料 → 全削除	<p>参考資料 間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>樹種</th><th>齡級</th><th>森林の所在</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">スギ</td><td>Ⅲ</td><td>1 4 林班 2 3 小班</td></tr> <tr> <td>VI</td><td>1 5 林班口 2 9 小班 3 3 林班 1、5、2 4 班 3 6 林班 6、2 7 小班 4 0 林班 9、2 0、2 7、3 4、3 6、4 0 小班</td></tr> <tr> <td>VII</td><td>1 7 林班 2 5 2 小班 1 9 林班 1 7、1 8 小班 4 0 林班 2 9 小班</td></tr> <tr> <td>III</td><td>8 林班 2 小班</td></tr> <tr> <td rowspan="5">ヒノキ</td><td>VII</td><td>7 林班 9 2 小班 9 林班 1 0 2、1 0 3 小班 1 2 林班 3 小班 1 6 林班 6 小班 1 7 林班 4 4 小班</td></tr> <tr> <td>VIII</td><td>7 林班 9 0 小班 9 林班 1、3 1、3 4 2、3 3、4 7、4 9、8 2、8 3、 8 4、8 5、8 7、8 8、8 9、9 0、9 1、9 2、9 3、 9 4 小班 1 0 林班 5、2 0 小班 1 7 林班 4 4 小班</td></tr> <tr> <td>IX</td><td>1 0 林班 1 0、1 1 0、1 1 4 小班 1 1 林班 7 7、7 8、7 9 小班 1 6 林班 1 0 2 小班</td></tr> <tr> <td>III I</td><td>9 林班 2 4 小班 1 5 林班口 3 小班 1 7 林班 1 6 1 小班 4 0 林班 5、6、2 2、2 5 小班</td></tr> <tr> <td>III II</td><td>1 7 林班 2 4 1 小班</td></tr> </tbody> </table>	樹種	齡級	森林の所在	スギ	Ⅲ	1 4 林班 2 3 小班	VI	1 5 林班口 2 9 小班 3 3 林班 1、5、2 4 班 3 6 林班 6、2 7 小班 4 0 林班 9、2 0、2 7、3 4、3 6、4 0 小班	VII	1 7 林班 2 5 2 小班 1 9 林班 1 7、1 8 小班 4 0 林班 2 9 小班	III	8 林班 2 小班	ヒノキ	VII	7 林班 9 2 小班 9 林班 1 0 2、1 0 3 小班 1 2 林班 3 小班 1 6 林班 6 小班 1 7 林班 4 4 小班	VIII	7 林班 9 0 小班 9 林班 1、3 1、3 4 2、3 3、4 7、4 9、8 2、8 3、 8 4、8 5、8 7、8 8、8 9、9 0、9 1、9 2、9 3、 9 4 小班 1 0 林班 5、2 0 小班 1 7 林班 4 4 小班	IX	1 0 林班 1 0、1 1 0、1 1 4 小班 1 1 林班 7 7、7 8、7 9 小班 1 6 林班 1 0 2 小班	III I	9 林班 2 4 小班 1 5 林班口 3 小班 1 7 林班 1 6 1 小班 4 0 林班 5、6、2 2、2 5 小班	III II	1 7 林班 2 4 1 小班	⑭旧計画 参考資料 削除
樹種	齡級	森林の所在																							
スギ	Ⅲ	1 4 林班 2 3 小班																							
	VI	1 5 林班口 2 9 小班 3 3 林班 1、5、2 4 班 3 6 林班 6、2 7 小班 4 0 林班 9、2 0、2 7、3 4、3 6、4 0 小班																							
	VII	1 7 林班 2 5 2 小班 1 9 林班 1 7、1 8 小班 4 0 林班 2 9 小班																							
	III	8 林班 2 小班																							
ヒノキ	VII	7 林班 9 2 小班 9 林班 1 0 2、1 0 3 小班 1 2 林班 3 小班 1 6 林班 6 小班 1 7 林班 4 4 小班																							
	VIII	7 林班 9 0 小班 9 林班 1、3 1、3 4 2、3 3、4 7、4 9、8 2、8 3、 8 4、8 5、8 7、8 8、8 9、9 0、9 1、9 2、9 3、 9 4 小班 1 0 林班 5、2 0 小班 1 7 林班 4 4 小班																							
	IX	1 0 林班 1 0、1 1 0、1 1 4 小班 1 1 林班 7 7、7 8、7 9 小班 1 6 林班 1 0 2 小班																							
	III I	9 林班 2 4 小班 1 5 林班口 3 小班 1 7 林班 1 6 1 小班 4 0 林班 5、6、2 2、2 5 小班																							
	III II	1 7 林班 2 4 1 小班																							